

建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和8年度事業・制度 概算要求版)

林野庁

※本資料は、令和8年度政府予算概算要求に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。
※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。
※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>



コンシェルジュ
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧
掲載ページ

整理 番号	所 管 省 庁	名 称	概 要	対 象、事 業 実 施 主 体	主 な 要 件	補 助 率・ 補 助 内 容	令 和 8 年 度 概 算 要 求 額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公 募 情 報 等	建築物木材利 用促進協定 ※に対する優 先的支援	問 合 せ 先	関 連 ウ ェ ブ サ イ ト	
								非住宅建築物																		住宅
								公共建築物										民間 非 住 宅 建 築 物								
								学 校	こ ど も 園・幼 稚 園・保 育 所	老 人 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設	病 院・医 療 施 設	公 民 館	社 会 教 育 施 設	庁 舎	消 防 署	警 察 署		駅・空 港							
＜施設整備への支援＞																										
1	農 林 水 産 省 （ 林 野 庁 ）	森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち木造公共建築物等の整備）	公共建築物の木造化・内装木質化	地方公共団体、民間事業者等	○延べ1000人/年以上の利用者が見込まれる非営利目的の施設であること ○対象施設の延べ面積が原則300㎡以上であること ○木造化の場合は、対象施設の地域材利用量が0.18㎡ ² /㎡以上であること ○木質化の場合は、木質化事業面積が300㎡以上かつ地域材50%以上であること	○木造化：交付対象の建築工事費の15%以内（ただし、CLT活用等のモデル性が特に高いものは1/2以内） ○内装木質化：交付対象の木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）	84億円の内数	○注1	○	○	○	○	○	○	○注2		○	○		○地域材の利用が必須 ○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用 ○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用	○都市（まち）の木造化推進法の改正を踏まえた市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象 ○営利目的の施設は補助対象外 ○都道府県の交付金事業としての支援であるため、都道府県が作成する事業計画に含まれるものが対象 注1）公立小中学校の校舎木造化は補助対象外 注2）執務室は対象外だが、不特定多数の者が利用する施設を複合的に整備する場合、当該部分に限り対象となる場合がある	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/koukaiku/koufukin2.html	
2	農 林 水 産 省 （ 林 野 庁 ）	森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち木造非住宅建築物等の整備）	非住宅建築物の木造化・内装木質化	民間事業者等	○都市（まち）の木造化推進法に基づく協定を締結又は森林経営管理法に基づく集約化構想の協議の場に参画していること ○延べ1000人/年以上の利用者が見込まれる施設であること ○木造化の場合は、地域材0.18㎡/㎡以上、延べ床面積が300㎡以上かつ3,000㎡以下の5階建以下の建築物であること ○木質化の場合は、木質化面積が合計300㎡以上かつ地域材50%以上、延べ床面積が300㎡以上であること。対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること	○木造化：交付対象の建築工事費の15%以内（ただし、CLT活用等のモデル性が特に高いものは1/2以内） ○内装木質化：交付対象の木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）	84億円の内数										○	○	○	○地域材の利用が必須 ○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用 ○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用	都市（まち）の木造化推進法の改正を踏まえた市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/koukaiku/koufukin2.html	

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト				
								非住宅建築物																					
								公共建築物											民間非住宅建築物							住宅			
								学校	こども園・幼稚園・保育園	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港									高速道路S・A・道の駅		
3	農林水産省（林野庁）	森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち高性能林業機械等の導入（うち効率化施設整備）	効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を支援	森林整備法人等、選定経営体等	○受益範囲において、素材の生産量若しくは素材の生産性の目標が原則として都道府県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること ○施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする こと 等	○効率化施設整備：1/2以内	84億円の内数										山元貯木場管理棟		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	林業生産施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○ 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/k/eikaku/kou/zoukaizen/koufukin2.html						
4	農林水産省（林野庁）	森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材産業基盤強化対策（うち木質バイオマス利用促進施設整備）	木質バイオマスの利用促進に必要な施設の整備を支援	地方公共団体、民間事業者等	○木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設であること ○地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な活用のために必要な施設であること 等	○木質バイオマス供給施設整備 未利用木質資源の燃料製造・供給に向けた取組は1/3（※1）（※2） ○木質バイオマスエネルギー利用施設整備 未利用木質資源の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は1/3（※1） ※1 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合、補助率は1/2 ※2 FIT・FIP発電所への供給を主な目的とする取組の場合は、各種条件により補助率1/2、1/3、15%	84億円の内数										木質バイオマス供給施設及び木質バイオマスエネルギー利用施設の建屋等		建屋等の整備においては、原則として木造。ただし、法令による制限やコスト等の観点から困難である場合は、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること	木質バイオマスの利用推進に必要不可欠と認められる建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2297 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/k/eikaku/kou/zoukaizen/koufukin2.html						
5	農林水産省（林野庁）	森林集約・循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	84億円の内数										特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁経営課特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/k/eikaku/kou/zoukaizen/koufukin2.html						

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途										民間非住宅建築物	住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																	
								公共建築物																	
								こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	高速道路S・A・道の駅								
6	農林水産省（畜産局）	共同利用施設の整備支援のうち強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組を支援。	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上であること。 ○成果目標の基準を満たしていること。 等	1/2以内等	121億円の内数										○ （農業用の産地基幹施設）		○木材利用の有無は経営体の判断による ○家畜飼養管理施設のうち畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、鶏舎については、500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする	当該事業は消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる家畜飼養管理施設等の産地の基幹施設の整備を支援することを趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	畜産局企画課 TEL：03-3501-1083	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi-nougyou/t_tuti/R7/250107.html		
7	農林水産省（農産局）	共同利用施設の整備支援のうち強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ（生産技術高度化施設の整備））	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組等の整備を支援	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上であること。 ○成果目標の基準を満たしていること。 等	1/2以内等	121億円の内数										○ （低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設） ※建築物かどうかの判断は建築主事による		資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定。以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする	当該事業は消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる低コスト耐候性ハウス等の産地の基幹施設の整備を支援することを趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室：03-3593-6496	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi-nougyou/t_tuti/R7/250107.html		

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																		
								公共建築物										民間非住宅建築物	住宅							
								学校	こども園・幼稚園・保育園	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署			駅・空港						
8	農林水産省（農村振興局）	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業）	定住促進・交流対策型：農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援	計画主体：都道府県・市町村 事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等	活性化法に基づく活性化計画を策定 延べ床面積1,500㎡以上は補助対象外、施設の上限事業費は29万円/㎡	1/2等（国費上限額4億円）	85億円の内数										○ （新規就農者等の定住用の滞在施設）			コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと	個人財産への交付、施設の単純更新は不可	農林水産省HPに掲載	農林水産省地域整備課 TEL：03-3501-0814	https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html		
9			産業支援型：多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備を支援	事業実施主体：農林漁業者が組織する団体、中小企業者	①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要 ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画 ②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画 ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略	3/10、1/2以内（国費上限額原則1億円）											○ （農林水産物加工・販売施設等）	○個人財産への交付、施設の単純更新は不可 ○多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組による農林漁業者等の所得向上を目指すための事業であること	各都道府県にお問い合わせください。	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-6744-2497						
10			農泊推進型：農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援	事業実施主体：①市町村、地域協議会の中核となる法人等 ②地域協議会と農家民泊経営者等との連携体	市町村以外を事業実施主体とする場合は、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること 等	①市町村・中核法人実施型 1/2以内（国費上限額2,500万円等） ②農家民泊経営者等実施型 1/2以内（国費上限額1,000万円等）												○ （農泊の推進に必要なもの）	○農泊の推進に必要な施設が対象 ○施設の単純更新は不可 ○対象施設が処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間にわたり農泊の推進に活用される場合に限り、施設の所有者が市町村である場合には使用賃借契約又は賃貸借契約を、施設の所有者が市町村ではない場合には賃貸借契約を結ぶこと	農林水産省HPに掲載	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-3502-5946					
11			インバウンド食関連消費拡大型：輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設の整備等を支援	事業実施主体：市町村、地域協議会の中核となる法人等	市町村以外を事業実施主体とする場合は、農泊の取組の中心的な役割を担う法人と農林水産物・食品の輸出等に取り組む団体が連携体を構築していること 等	1/2以内（国費上限額2,500万円等）													○ （輸出に寄与する加工施設、古民家を活用した農家レストラン等）	○インバウンドによる食関連消費拡大の推進に必要な施設が対象 ○施設の単純更新は不可	農林水産省HPに掲載	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-3502-5946				
12			農福連携型：障害者等が作業に携わる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援	事業実施主体：農林水産業を営む法人、社会福祉法人、民間企業等	障害者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者（障害者）との組み合わせに限り、過半は障害者とする）または要介護認定された高齢者が、事業実施前から目標年度（事業着手後3年目）までに5名以上増加すること等	1/2以内（国費上限額1千万円等）											○ （農林水産物加工・販売施設等）	個人財産への交付、施設の単純更新は不可	農林水産省HPに掲載	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-3502-0033						

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途											民間非住宅建築物	住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト		
								非住宅建築物																				
								公共建築物																				
								こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速度道路S・A・道の駅										
13	農林水産省（水産庁）	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等に対し支援	地方公共団体、漁業協同組合等	各地域の浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること等	交付率（1/2等）	50億円の内数											○ （漁業共同利用施設）				施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する			都道府県を通じての交付金となっています。		水産庁防災漁村課 TEL:03-6744-2391	https://www.jfa.maff.go.jp/i/bou-sai/koufukin/index.html
14	国土交通省	優良木造建築物等整備推進事業	木造化の普及に資する優良な木造建築物や先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物への支援	地方公共団体、民間事業者等	（普及枠） ○主要構造部に木材を一定以上使用するもの ○耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるものかつ、一定規模以上のもの ○用途が、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの ○多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に関する取組がなされるもの ○伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされるもの 等 （先導枠） 上記の要件並びに下記を満たすもの ○構造・防火面で先導性に優れた設計又は施工技術が導入されたとともに、耐久性にも十分な配慮がなされたもの ○木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの 等	（普及枠） ○調査設計計画費：木造化に係る費用の1/2以内 ○建設工事費：木造化による係増し費用の1/3以内。または、建設工事費の7%以内 （上限額：2億円） （先導枠） ○調査設計計画費：木造化にかかる費用の1/2以内 ○建設工事費：木造化による係増し費用の1/2以内。または、建設工事費の10%以内 （上限額：3億円）	333億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの（劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等）	○ （共同住宅等）	主要構造部に木材を一定以上使用するものであること				評価事務局HPに掲載			国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111	https://yur-yo-mokuzou.mlit.go.jp/07/

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物										民間非住宅建築物	住宅								
								公共建築物																			
								こども園・学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港			高速道路S・A・道の駅							
15	総務省	(地方財政措置) 地域活性化事業債		地方公共団体	全般的に地域木材を利用した施設の整備が対象	○充当率：起債対象経費の90%以内 ○交付税措置：地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方財政法第5条第5号に規定する公共施設又は公用施設で、普通会計で整備するものが対象。					○地域木材を利用することが必要。具体的には以下のとおり ○新築又は増改築の場合・木造の建築物(同一建築物において木造部分と非木造部分が混在する場合は木造部分のみ)が対象・木造部分と非木造部分が混在する建築物で、木造部分と非木造部分を切り分けできない場合は、建築物全体で、木造の建築物と同程度に地域木材が利用されているものが対象。その際、床面積1㎡あたりの地域木材の利用量が0.18㎡以上であることが目安 ○改修の場合・内装の木質化が対象			総務省地域力創造グループ地域振興室 TEL：03-5253-5534	
16	環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（うちZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業、ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業）	建築物の新築・改修によるZEB化に資するシステム・設備機器等を支援	建築主等（地方公共団体、民間事業者・団体等）	○外皮性能基準（建築物省エネ法）への適合 ○設計一次エネルギー消費量の削減 ○エネルギー計測システムの導入 ○ZEB認証に係るBELS評価書の取得等	補助対象経費の2/3～1/6を支援 ほか	124億円の内数	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	△※注1	△※注1	○※注1	○※注1	○CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択枠を設ける ○補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業について優先採択枠を設ける	※注1 建築物の用途により個別に判断。住宅、工場、倉庫等の用途は対象外	執行団体のHPに記載	○	環境省地球環境局地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 TEL:0570-028-341	調整中	
17	環境省	住宅の脱炭素化促進事業	戸建住宅のZEH、ZEH+化、ZEH-Mの高断熱化による省エネ・省CO2化を支援	戸建住宅、集合住宅を新築する者	戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業 ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援 ②新築集合住宅のZEH-M化等支援	①ZEH、ZEH+への定額補助 ZEH：（1～3地域）55万円/戸、（4～8地域）45万円/戸 ZEH+：（1～3地域）90万円/戸、（4～8地域）80万円/戸 ②ZEH-Mへの定額補助 低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）：40万円/戸	90億円の内数												○	C L T等を一定量以上使用したZEH、ZEH+、ZEH-Mについて別途補助		執行団体のHPに記載	○	環境省地球環境局地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341	調整中		

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト		
								非住宅建築物										民間非住宅建築物									住宅	
								公共建築物																				
								学校	こども園・幼稚園・保育園	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路S・A・道の駅									
18	経済産業省	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業	先進的な技術等の組み合わせによる民間の大規模建築物のZEB化の実証を支援	民間企業等	○BELSによるZEB認証の取得 ○「ZEBプランナー」の関与 ○WEBPRO未評価技術のうち1項目以上の導入 ○要件を満たすBEMS導入 ○エネルギー区分ごとの計測・計量・データ収集・分析・評価 ○ZEBリーディング・オーナーへの登録 等	補助対象経費の2/3以内	24億円の内数											○		C L T等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択予定	対象は、大規模建築物（新築：10,000㎡以上、既築2,000㎡以上）に限る			資源エネルギー庁省エネルギー課 TEL:03-3501-9726				
19	文部科学省	公立学校施設整備費負担金	公立の義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するため、公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を負担	地方公共団体	○公立小中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新増築 ○公立小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新増築 等	原則1/2	2,066億円＋事項要求の内数		○公立											①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算		各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm				
20	文部科学省	学校施設環境改善交付金	学校施設の老朽化対策や耐震化をはじめとした環境整備を図り、経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、設置者が行う公立学校施設整備に必要な経費を支援する	地方公共団体	○構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物の長寿命化改良。 ○構造上危険な状態にある建物の改築等	原則1/3	2,066億円＋事項要求の内数		○公立幼稚園											①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算		各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm				
21	文部科学省	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助	国立大学法人 国立高等専門学校 大学共同利用機関法人	国立大学法人等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付	定額	771億円＋事項要求の内数		○国立こども園、幼稚園				○国立大学附属病院										文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課 TEL：03-6734-2300					

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物																				
								公共建築物										民間非住宅建築物										住宅
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署											
22	文部科学省	私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（①私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）、②私立高等学校等施設高機能化整備費））	私立大学等の教育研究の充実と質の向上を図ることを目的として、私立大学等の施設の整備等に係る経費の一部を補助	学校法人等	文部科学省の「私立大学等経常経費補助金」において、前年度及び当該年度に、不交付又は減額の措置を受けていないこと及び受ける可能性がないこと等	①1/2以内等 ②1/3以内等	231億円＋事項要求の内数	○私立													①大学等（大学・短期大学・高等専門学校）・専修学校、②高等学校等（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）の区分毎に事業が分かれている			（大学等・高等学校等） 文部科学省高等教育局私学助成課 TEL：03-5253-4111 （内線2774） （専修学校） 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 TEL：03-5253-4111 （内線3280） https://www.mext.go.jp/a_menu/kou/shinkou/tou/shinkou/07021403/02/002/015.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/kou/shinkou/tou/shinkou/07021403/02/003/001.htm （専修学校） https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/main11_1.htm				
23	文部科学省	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）	幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築等に係る経費の一部を補助	学校法人	新築及び増築の場合、交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設すること等	1/3以内 （倒壊等の危険性が高い（1s値0.3未満）施設の耐震補強工事及び耐震改築工事は1/2以内）	24億円＋事項要求の内数	○私立幼稚園														各都道府県の私立学校主管課へお問い合わせ下さい。		文部科学省初等中等教育局幼児教育課 TEL：03-6734-2716				
24	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金	「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、各都道府県に基金を設置し必要な事業を実施	地方公共団体 医療法人 社会福祉法人等	都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること等	○医療施設：都道府県において設定 ○介護施設：定額	医療分：613億円の内数 介護分：252億円の内数			○		○									介護施設にあっては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県の医療・介護担当部局へお問い合わせ下さい。		厚生労働省医政局 TEL：03-3595-2194 厚生労働省老健局 TEL：03-3595-2888 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000060713_00001.html			
25	厚生労働省	医療施設等施設整備費補助金	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの	都道府県等	へき地保健医療対策等実施要綱に基づいて実施する事業であること等	1/2、1/3	34億円の内数					○								医師住宅		各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。		厚生労働省医政局 TEL：03-3595-2194				

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物																			住宅
								公共建築物										民間非住宅建築物									
								こども園・幼稚園・保育所 学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港		高速道路S・A・道の駅								
26	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として通所施設等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する	社会福祉法人等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること等	1/2	67億円の内数				○										障害福祉サービス事業所等においては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528			
27	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する	市区町村	市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること等	国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4等	245億円の内数		○	就学前教育・保育施設													各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁成育局保育政策課 TEL：03-6858-0043 こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286			
28	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策を推進することを目的に、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき、児童福祉施設等を設置する経費に充てるための交付金	都道府県社会福祉法人等	都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること等	定額（1/2相当、児童館は原則1/3相当）	67億円の内数				○	児童福祉施設等											各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286			
29	こども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設を整備する経費に充てるための交付金	市町村	市町村が策定する事業計画に基づいて整備されるものであること等	①市町村が整備を行う場合 ②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 (1)放課後児童クラブ整備費 ①国：1/3都道府県、市町村：各1/3 ②国：2/9都道府県、市町村：各2/9社会福祉法人等：1/3 等 (2)病児保育施設整備費 ①国：1/3 都道府県、市町村：各1/3 ②国：3/10 都道府県、市町村：各3/10 社会福祉法人等：1/10	91億円の内数				○	放課後児童クラブ・病児保育施設											各市町村の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286			

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途											木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト						
								非住宅建築物																						
								公共建築物										民間非住宅建築物							住宅					
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署									駅・空港	高速道路SA・道の駅			
30	防衛省	民生安定助成事業	防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成	地方公共団体	防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められること等	定率補助（事業費限度額あり）	336億円の内数		○	○			○	○	○							各地方防衛局の担当部局へお問い合わせください。	防衛省地方協力局地域社会協力総括課 TEL：03-5362-4842	https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html						
31	防衛省	特定防衛施設周辺整備調整交付金	公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うための費用に充てさせるため、予算の範囲内において、特定防衛施設関連市町村等に対して交付	地方公共団体（特定防衛施設関連市町村又は特定防衛施設関連市町村以外で共同訓練等のために使用される施設の所在市町村に限る）	○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第14条に定めるメニューに合致すること ○公共用の施設に限る	交付額の範囲内	273億円の内数	○	○	○	○	○	○							公用施設、国が設置する公共用施設及び国の補助を受けて設置する公共用施設（国の他の補助金等の交付を受けた場合、地方負担分への本交付金の充当）は対象外	各地方防衛局の担当部局へお問い合わせ下さい。	防衛省地方協力局地域社会協力総括課 TEL：03-5362-4842	https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html							
32	日本政策金融公庫	【中小企業事業・国民生活事業】 新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、セーフティネット貸付、一般貸付ほか	中小企業・小規模事業者の施設・設備の導入を行うための資金を貸付	中小企業・小規模事業者	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	○貸付限度額（例） 【中小企業事業】7億2千万円ほか 【国民生活事業】7千2百万円（うち運転資金4千8百万円）【P】ほか ○貸付利率 主要利率一覧表 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ほか	－	○	○	○	○						○	店舗・工場・事務所などの事業用建築物		「施設の用途」欄に該当する場合であっても、資金により詳細な要件が定められているため、日本政策金融公庫各支店に要確認	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html	日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業各支店 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html							
33	（独）福祉医療機構	福祉貸付事業	老人福祉施設、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に必要となる建築資金等を貸付	社会福祉法人・一般社団（財団）法人・学校法人等	土地、建物、地上権のいずれか又は全てに担保を設定すること	○融資限度額（実際事業費－法的・制度的補助金）×融資率 ○貸付利率 金銭消費貸借契約締結時の利率を適用 最新の利率は機構のHPで確認 {HP} https://www.wam.go.jp/hp/	－		○	○									木材の利用による木造施設の整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施	償還期間は、貸付金の種類及び貸付金額の区分に応じ、機構が決定	https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/	独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 TEL：03-3438-9298								

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度概算要求額	施設の用途															木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
								非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
								公共建築物										民間非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
								こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港												高速道路SA・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような**公共建築物**の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

▶木造化：建築工事費の15%以内

ただし、次に該当するものは1/2以内

- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物 等

▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内

ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

（都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《公共建築物の対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
 - ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



【木造公共建築物等の整備の主な要件等】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の不特定多数の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ床面積が300m²以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。

対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

J A S 製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木造化における地域材の計画的な調達の推進

材工分離発注方式は、優先的に支援。

木造非住宅建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、建築物木材利用促進協定を締結した**民間事業者等**の社会的評価（環境貢献、地域貢献等）の向上に繋がる地域のモデルとなるような木造化等の取組に対し支援し、**非住宅建築物**への木材利用の拡大を図ります。

補助対象：非住宅建築物の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

- ▶木造化：建築工事費の15%以内
ただし、次に該当するものは1/2以内
 - CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物 等

- ▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内
ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：民間事業者等

- ※ 以下のいずれかに該当する者
 - ・ 都市(まち)の木造化推進法に基づく協定を締結している者
 - ・ 森林経営管理法に基づく集約化構想の協議の場に参画している者

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《非住宅建築物の対象施設例》

- ・農産物などの食料品の販売等を営む店舗
- ・地域の金融機関
- ・農林水産物の生産、集荷等に供する施設
- ・資材の貯蔵等に供する施設、倉庫
- ・事務所

など



店舗のイメージ



金融機関のイメージ

建築物への木材利用
による環境貢献や地域貢
献を評価・公表

【木造非住宅建築物等の整備の主な要件】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の利用者が見込まれる施設であること。

CO2固定量を算定し、SHK制度等により公表すること。

川上や川中との連携等について公表すること。

木 造 化：原則、地域材0.18m³/m²以上、延べ床面積が300m²以上かつ3,000m²以下の5階建以下の建築物であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上、延べ床面積が300m²以上であること。対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

グリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

森林集約・循環成長対策【拡充】

令和8年度予算概算要求額 8,444,219千円（前年度 7,033,014千円）

＜対策のポイント＞

木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築と、それに必要な森林の集積・集約化等を推進するため、林業の生産基盤強化や再造林の省力・低コスト化、関係者による合意形成、条件整備、非住宅建築物の木造化の推進等の川上から川下までの総合的な取組を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 森林の集積・集約化促進対策

- ① 関係者による情報共有や合意形成等を実行するモデル事業等を支援します。
- ② 集約化モデル実証の取組の全国展開を図るため、専門家等による助言・評価等の伴走支援や成果の発信等を実施します。
- ③ 集積・集約化を支援する人材育成や集約化に係るノウハウを整理・分析します。

2. 林業・木材産業循環成長対策

集積・集約化の推進に向けて、改正森林経営管理法に基づき集約化構想を策定する地域や関係者を優先して生産基盤強化、需要拡大対策等に取り組みます。

① 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術・生産性の向上等の取組を支援します。

② 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

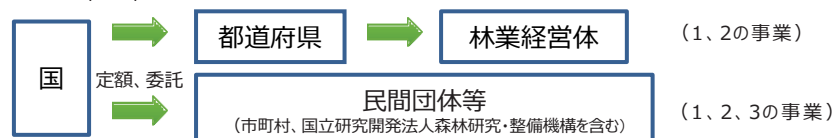
木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、木造公共建築物及び木造非住宅建築物の整備、木材加工流通施設の整備等を支援します。

3. 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

＜事業の流れ＞

定額（1/2、1/3以内等）等



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

森林の集積・集約化促進対策

○森林の集約化モデル地域実証事業（集約化モデル実証の支援、集約化モデル実証の取組の全国展開、専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析）

林業・木材産業循環成長対策

○循環型資源基盤整備強化対策（間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）
○高性能林業機械の導入
○森林整備地域活動支援対策
○林業の多様な担い手の育成
○山村地域の防災・減災対策
○森林資源保全対策
○優良種苗生産推進対策
○林野火災予防対策
○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物及び木造非住宅建築物等の整備）

林業・木材産業金融対策

○林業施設整備等利子助成事業
○林業信用保証事業（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業、保証活用支援事業、木材産業等高度化推進資金事業）



【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

木質バイオマス利用促進施設整備

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、
補助率1/2

また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※⁵
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、
補助率1/2

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

<補助対象>

■ 未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チッパー
 - ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※ 1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※ 2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※ 3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※ 4 出力 1 万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※ 5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち
特用林産振興施設等の整備（継続）

令和8年度予算概算要求額 8,444,219千円（前年度 7,033,014千円）の内数

＜対策のポイント＞

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

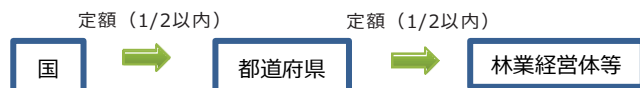
2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

＜事業実施主体＞

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

＜事業の流れ＞



生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備



林内作業車の導入

〔お問い合わせ先〕 林野庁経営課（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化及び食品流通の合理化に必要な産地基幹施設や卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

＜事業目標＞

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 強い農業づくり総合支援交付金 12,152百万円（前年度 11,952百万円）

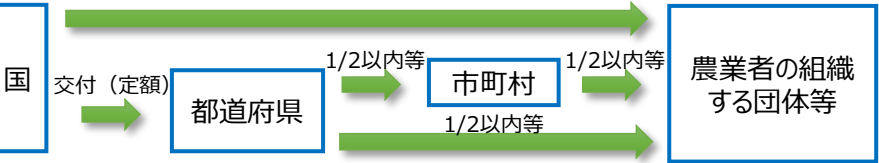
- ①食料システム構築支援タイプ
食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。
- ②産地基幹施設等支援タイプ
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。
- ③卸売市場等支援タイプ
物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 9,971百万円（前年度 8,000百万円）

- ①共同利用施設の再編集約・合理化
地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。
- ②再編集約・合理化のさらなる加速化
①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

＜事業の流れ＞

定額、1/2以内（1の事業の一部）



（1の事業の一部、2の事業）

＜事業イメージ＞

1. 強い農業づくり総合支援交付金

食料システムの構築を支援

①食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金）

- ・助成対象：整備事業（農業用施設）
ソフト支援（農業用機械、実証等）
- ・補助率：定額、1/2以内
- ・上限額：整備事業 20億円/年
ソフト支援 5,000万円/年

【拠点事業者】 農業法人、食品企業等

【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等

作成

食料システム構築計画（3年）
新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。

食料システム構築計画のイメージ

【①生産安定・効率化機能】
ソフト：新技術の栽培実証
ハード：高度環境制御栽培施設等

拠点事業者 + 連携者

【②供給調整機能】
ソフト：出荷規格の実証
ハード：集出荷貯蔵施設等

【③実需者ニーズ対応機能】
ソフト：GAPの導入
ハード：農産物処理加工施設等

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

産地競争力の強化

②産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金）

- ・助成対象：農業用の産地基幹施設
- ・補助率：1/2以内等
- ・上限額：20億円等

③卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金）

- ・助成対象：卸売市場施設、共同物流拠点施設
- ・補助率：4/10以内等
- ・上限額：20億円

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

構造転換の実現

①共同利用施設の再編集約・合理化

- ・助成対象：老朽化した共同利用施設（既存施設の撤去費用を含む）
- ・補助率：左記①1/2以内等、左記②1/2以内
- ・上限額：20億円/年×3年

※①の国庫補助額の1/10以内

＜再編集約・合理化のイメージ＞

- ・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置
- ・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用等

【お問い合わせ先】

（1の①②、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）

（1の③の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

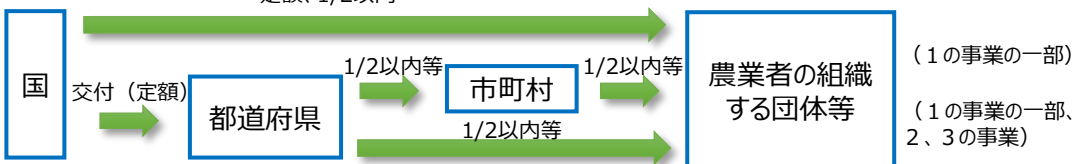
3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。



<事業の流れ>

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）

（3の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等】

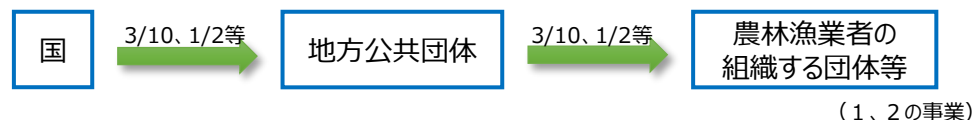
2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 - ② 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
 - ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等



電力供給

EV車等への給電設備

（1の事業） 農村振興局地域整備課

（2の事業）

都市農村交流課

（03-3501-0814）

（03-6744-2497）

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備や経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備等**を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等としての活用**を推進します。

<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保等**を支援します。【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限額は以下に示す）】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【上限500万円/年】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。【上限500万円（年基準額：250万円）】

ウ 人材活用事業【研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**都道府県による広域連携の促進**、**ニーズ調査等**を支援します。【事業期間：1年、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等を活用した滞在施設や一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

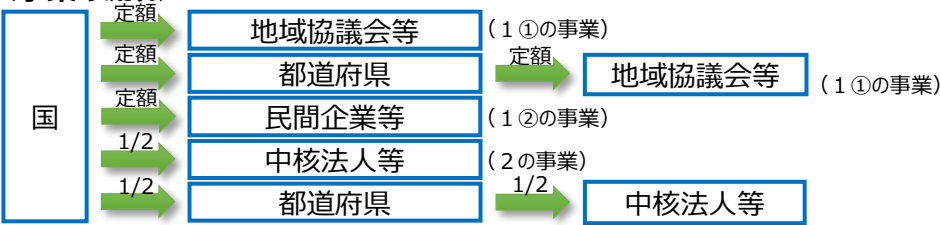
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② **農家民泊等における小規模な改修**を支援します。【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

<地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合の加算措置>

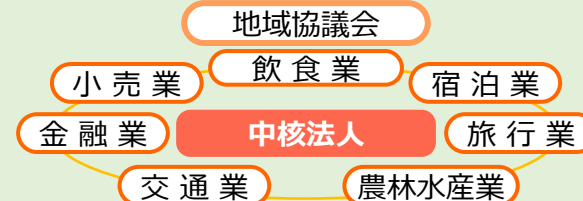
①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>



<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



宿泊施設予約システムの構築



遊休資産を活用した施設の整備



避難所等としての活用



遊休資産を活用した施設の整備

<対策のポイント>

農山漁村へのインバウンド誘客を促進しつつ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、旅マエ・旅ナカ・旅アトでのニーズを満たすよう、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援します。

<事業目標>

インバウンドによる一人当たり食関連消費額（6.4万円／人〔令和5年〕→7.5万円／人〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（インバウンド食関連消費拡大型）（新規）

① インバウンド食関連消費拡大推進事業

農泊地域等が連携した受入体制の構築、海外のニーズ調査、GI産品や輸出重点品目等を活用した食コンテンツの開発、インバウンドの周遊に必要なデマンド交通の実証、モニターツアーの実施、観光コンテンツのOTA登録※1、土産品の越境ECへの登録等を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年基準額：500万円））】

※1 OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと

② 人材活用事業

インバウンド向けのガイドなどを担う地域外の人材（研修生）や地域内に無い専門知識を持つガイド等（専門家）を活用し、来訪者の満足度向上を図る取組を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）（新規）

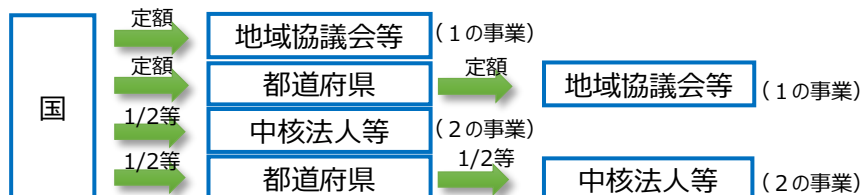
1による「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設（古民家を活用したレストラン、輸出に寄与する加工施設、飲食業の生産性向上に資する省力化施設等）の整備を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等※1（上限2,500万円※2/事業期間）】

※1 中山間地域等：交付率55%

※2 遊休資産の改修：上限5,000万円

<事業の流れ>



<事業イメージ>



GI産品等を活用した食コンテンツ・観光ツアーの開発



古民家レストランの整備



土産品の越境ECへの登録



空家を活用した加工場の整備



輸出産品と合わせた農泊PR

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入等**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限150万円/年※）】

※整備事業が経営支援の場合は300万円/年。作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額に40万円加算可能

イ 地域協議会の設立及び体制整備 ※構成員に市町村を含むこと

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円/年）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組等**を支援します。

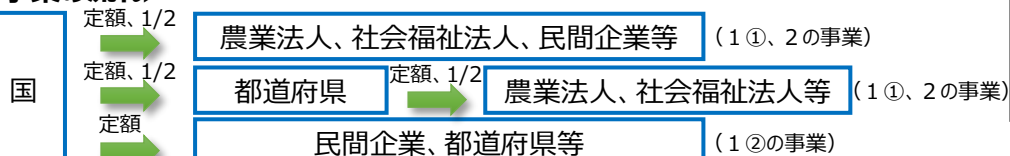
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等**の**整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修

養殖籠補修技術の習得

ユニバーサル農園の開設

地域協議会

市町村

農業経営体

社会福祉事業者等

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



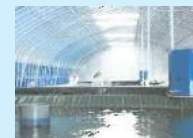
普及啓発

専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

〔お問い合わせ先〕 農村振興局都市農村交流課

（03-3502-0033）

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組**を支援します。

＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

＜事業の内容＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

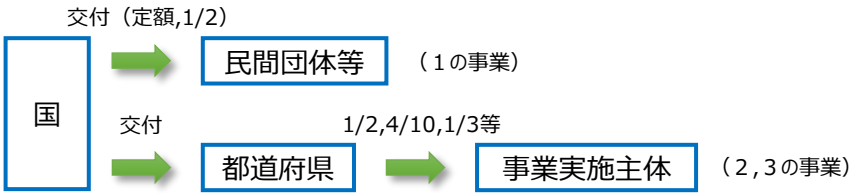
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備**、プラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。また、施設の機能再編・集約のための**既存施設の撤去費の追加**や施設の適切な維持管理に資する**長寿命化対策等**について拡充します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**を支援します。また、施設の機能再編・集約のための**既存施設の撤去費の追加等**について拡充します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

＜ハード事業＞

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

<現行制度の概要>

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引き上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP



【令和8年度要求額 12,463百万円（3,820百万円）】



業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
 - ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
 - ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
 - ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
 - ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- (4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）
- (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）
 - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
 - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- (6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及





業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を 通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること 等。
- ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等
- ◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）
③1/2（上限100万円））
- 補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。
（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン : 建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

- ①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。
- ◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

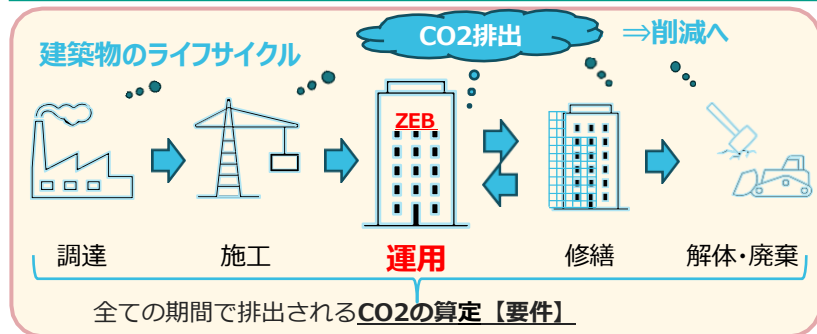
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

- ※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
- ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
- ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限る、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
- ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
- ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

整理番号16



循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する建築分野における木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

建築分野における木材の再利用による省CO2効果について検証することにより、木材の多様な再利用を促進するとともに、建築物のライフサイクルカーボンの削減、さらには循環経済（CE）と炭素中立（CN）の同時達成を目指す。

2. 事業内容

建築物の主要な構成部材の一つである木材は、CO2固定効果を有することから、効果的に再利用することにより、建築物のライフサイクルカーボンの削減に資する可能性がある。このため、建築物に使用されていた木材を解体後に再利用する場合を念頭に、以下の検証を行い、効果的な木材の再利用の方策等を検討する。

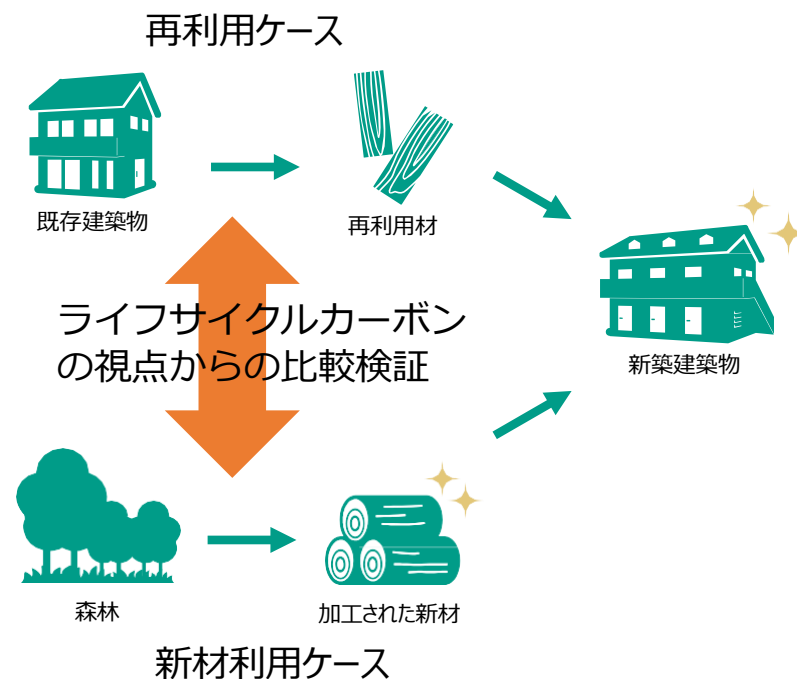
- ・建築物の解体から再利用に至る工程までのCO2排出量の算定
- ・新材を利用する場合とのCO2排出量の比較検証
- ・木材をはじめとした建材における再利用の可能性に関する検討
- ・効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証
- ・普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等

※CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）：ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者、団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 9,000百万円（新規）】



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

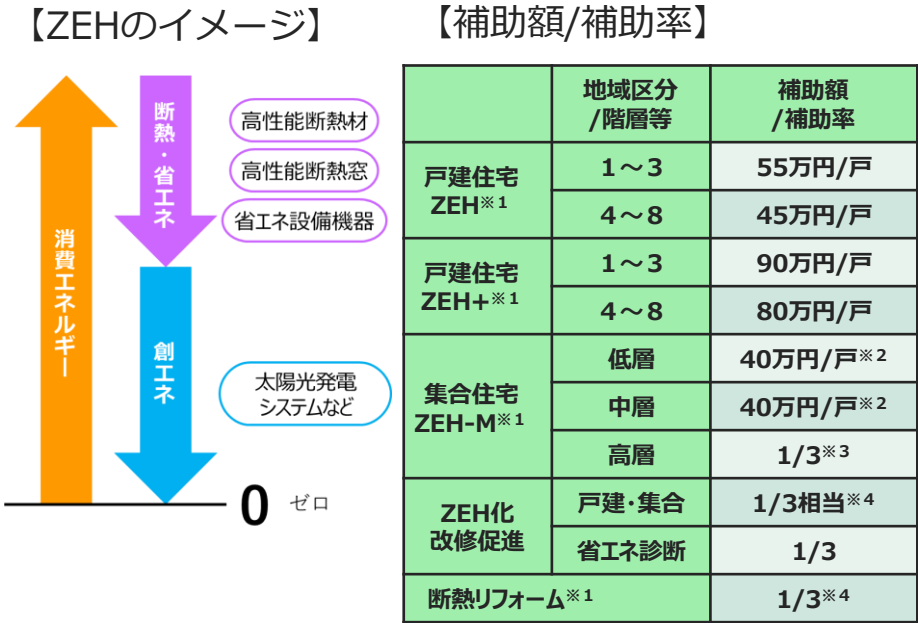
- (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業
 - ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援
ZEH※1又はZEH+※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助
 - ②新築集合住宅のZEH-M化等支援
ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助
 - ③既存住宅のZEH化改修促進支援
既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助
- (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業
既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助
- (3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業
省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅
※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅
※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- 補助対象・委託先 (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



※1 追加設備等に対する補助あり
※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸
※3 過去に採択された案件の継続分に限る
※4 補助上限あり



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

1) ZEH、ZEH+への定額補助

ZEH：(1～3地域) 55万円/戸、(4～8地域) 45万円/戸

ZEH+：(1～3地域) 90万円/戸、(4～8地域) 80万円/戸

2) 上記に加え、蓄電システム、CLT(直交集成板)、EV充電設備等に別途補助

②新築集合住宅のZEH-M化等支援

1) 低層ZEH-M(3層以下)、中層ZEH-M(4、5層)への定額補助：40万円/戸※1

2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助(1/3)

3) 上記に加え、蓄電システム※2、CLT(直交集成板)、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり

③既存住宅のZEH化改修促進支援

1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助(上限250万円/戸)

2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助(1/3)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅取得者等
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例

【住宅の省エネ性能】

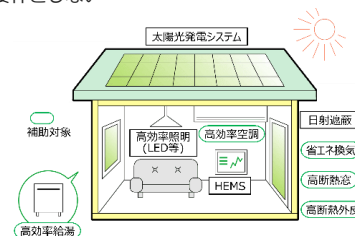
		戸建住宅		集合住宅(ZEH-M)		
		ZEH+※3	ZEH	低層	中層	高層
外皮基準		断熱等性能等級6	断熱等性能等級5			
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上	20%以上			
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上	—

※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす

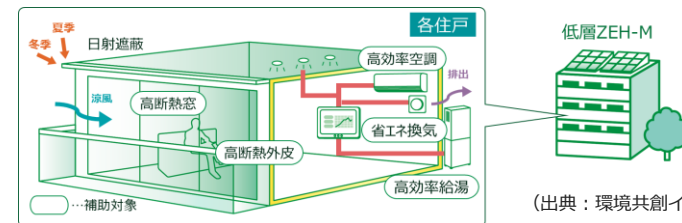
※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上

※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

①、③ZEHの例



②低層ZEH-Mの例



(出典：環境共創イニシアチブ)

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和8年度概算要求額 **24億円（新規）**

資源エネルギー庁省 エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

「第7次エネルギー基本計画」において、「住宅・建築物は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進める」とされており、「2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、これに至る2030年度以降に新築される住宅・建築物はZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」とされている。

そこで、建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を促進することで、建築物の省エネルギー性能の向上をはかり、2050年の目標達成を狙う。

事業概要

（1）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業

省エネ効果が期待されていながら、計算プログラムに反映されていないなど、設計手法が確立されていない新しい技術や設備について、これらの技術や設備を採用した大規模建築物のZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ることを通じて、大規模建築物のZEB化の実現・普及を図る。

（2）ZEB化診断・計画策定支援事業

既築建築物のZEB化を促進するため、改修計画をZEBを見据えた計画とすることで、将来的にZEBとなることが期待されるため、ZEB化の診断に加えて改修計画を策定することで、ZEB化の取組みを促し、ストック平均の省エネルギー性能の向上を目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業



（2）ZEB化診断・計画策定支援事業



成果目標・事業期間

令和8年から令和9年までの2年間の事業であり、短期的には、新築・既築建築物におけるZEBの普及を目指す。長期的には、2030年度の建築物の省エネルギー化（新築・改修）における省エネ量の目標達成を目指す。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度要求・要望額

2,066億円

+ 事項要求

(前年度予算額

691億円)



文部科学省

整理番号19、20

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

新しい時代の 学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と 老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



老朽化対策と一体で多様な学習活動に
対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境
を多機能化しつつ、効率的に整備

国土強靱化

防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
(能登半島地震における外壁・内壁落下)

避難所としての**防災機能強化**
(バリアフリートイレの整備)

脱炭素化

脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進(木造、内装木質化)

※Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロを目指す建築物



柱や内装に木材を活用し、温かみ
のある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

改正 事項

制度改正

- 大規模改造(特別防犯対策)事業の時限延長(令和10年度まで) 等

単価改定

- 標準仕様の見直しや物価変動の反映等による増：**対前年度比 +16.6%**
小中学校校舎(鉄筋コンクリート造の場合)：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:379,700円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

現状・課題

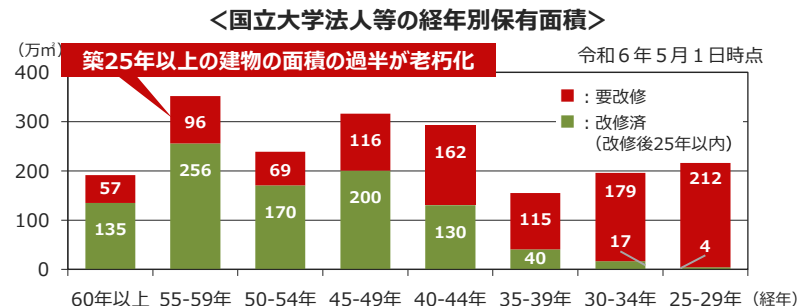
- 急速な少子化や生産年齢人口の減少による地域社会の疲弊や、気候変動等による大規模自然災害の激甚化・頻発化等、国立大学法人等には**多様化・複雑化する社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割**が求められている。
- 一方、築25年以上の建物面積の過半が老朽化していることに加えて、昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、**安全面、機能面、経営面で大きな課題を抱えており、その対応が急務**である。



安全面 老朽化による事故発生が頻発
経営面 エネルギーロス等による財政負担の増大



機能面 スペース不足、**教育研究機能の低下**



国立大学等施設の目指す方向性

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」より

地域と共に発展するキャンパス全体の イノベーション・commons（共創拠点）の実装化

大学等の施設を活用し、産学官金等の有機的なつながりや共創活動を活性化することで、**地域課題の解決や新産業の創出等、その成果を地域に還元**

※イノベーション・commons：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが「共創」することで、新たな価値を創造できる拠点



地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

事業内容

今後策定する「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、国立大学法人等施設の戦略的なリノベーション等を基本とした、キャンパス全体の**イノベーション・commons（共創拠点）の実現に向けた取組の更なる推進**と、**耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現**を目指す。その際、物価高騰を踏まえたうえで必要な整備量の確保を目指す。

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



②イノベーション拠点の強化等

安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



③カーボンニュートラルに向けた取組

老朽改修と同時にZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



私立学校施設・設備の整備の推進

令和8年度要求・要望額 351億円 + 事項要求
(前年度予算額 91億円)



整理番号22

背景説明

今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震や熱中症による事故、また教育研究環境の高度化に対応するため、私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

私立学校施設は、学生・生徒等の学習・生活の場であり、災害時には避難所機能を果たすことから、耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な環境を確保する。また、私立学校の教育DXを推進するとともに、研究力の向上や研究成果の社会実装を加速化すること等により教育研究環境の充実を図る。

1. 第1次国土強靱化実施中期計画の推進による安全・安心な教育環境の実現

123億円 (45億円)

私立学校施設は、学生・生徒等※1の学習・生活の場のみならず、災害時の避難所機能を果たす※2ことから、安全・安心な環境の確保は備えるべき基本条件として極めて重要

※1 私立学校に通う学生・生徒の割合 大学：約75% 高校：約35%
※2 指定避難所等を有する私立学校 大学：約5割 小・中・高・特：約4割 [R6調査]

- 非構造部材（吊り天井・外壁 など）や構造体の耐震対策
- 避難所機能の強化（空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化 など）
- バリアフリー（合理的配慮）対応（E V・多目的トイレ など）
- 防犯対策 ●アスベスト対策

このほか日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施事業（貸付）規模 600億円（うち財政融資資金 288億円）



耐震化未完了の建物が大規模地震により甚大な被害を受けた例

【耐震対策の実施率（%）令和6年4月1日時点】

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| ① 構造体の耐震化 | 大：96.6 [国：99.9] | 高：94.6 [公：99.9] |
| ② 屋体等の吊り天井等の対策 | 大：73.3 [国：99.8] | 高：83.2 [公：99.6] |
| ③ ②を除く非構造部材の対策 | 大：20.8 [国：78.7] | 高：43.1 [公：68.0] |

【第1次国土強靱化実施中期計画】（令和7年6月6日閣議決定）私立学校施設に関する目標

- ・構造体の耐震対策を令和10年度までに完了
- ・非構造部材の耐震対策や避難所施設のバリアフリー化を令和22年度までに完了
- ・国公立に比べ耐震対策（特に非構造部材）の遅れが顕著、対策の強力な推進は喫緊の課題

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等 ※高校等の耐震補強・防犯対策の一部に補助率の向上あり

2. 私立大学等の教育研究基盤の向上

126億円 (23億円)

私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要の研究設備への重点支援を行う

- 教育研究環境（装置※3・設備・施設）の高度化

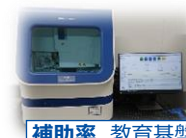
※3 情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事を含む



【装置の例】高分解能走査電子顕微鏡

- ・物質構造を微小領域（ナノメートル）で観察可能
- ・学生が授業で活用し、高度な分析技術を習得

補助率 装置・施設1/2以内



【設備の例】DNAシーケンサー

- ・DNAの塩基配列を解明
- ・遺伝病や感染症の診断・治療法の開発等に大きく寄与

補助率 教育基盤設備1/2以内・研究設備2/3以内

3. 私立高等学校等のICT環境整備による教育DXの推進

25億円 (22億円)

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現

- 1人1台端末の整備
- 電子黒板や周辺機器等ICT教育設備
- 校内LANの整備

【教育DXの推進】



補助率 端末整備2/3以内
ICT教育設備整備1/2以内
校内LAN整備1/3以内

4. 熱中症・光熱費高騰・温暖化等への対応の加速化による持続可能な教育環境の実現

76億円 (1億円)

熱中症による事故を防止するため空調設備の整備を推進するとともに、光熱費高騰等への対応として省エネルギー化を加速することにより、持続可能な教育研究環境を実現し、温暖化対策に貢献

- 空調設備の整備や省エネルギー機器の導入
- 照明設備のLED化

【エアコン整備
熱中症対策】



【照明のLED化による省エネ対策の推進】



補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内

私立幼稚園施設整備費補助金

令和8年度要求・要望額（案）
（前年度予算額）

24億円＋事項要求
5億円） 文部科学省



整理番号23

令和6年度補正予算額

23億円

現状・課題・事業内容

○喫緊の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、こどもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

- | | | |
|----|----------|---|
| 1 | 耐震補強 | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化 |
| 2a | 防犯対策 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置 |
| 2b | 特別防犯対策 | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10まで延長) |
| 3 | 新築・増築・改築 | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
(R8：Is値0.3未満等の耐震改築については、補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進) |
| 4 | アスベスト等対策 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備 |
| 6 | エコ改修 | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 | 内部改修 | … 預かり保育、衛生環境改善のための園舎改修（トイレの乾式化、空調整備等）
(R8：特別支援教育対策のための設備経費を新たに計上) |
| 8 | バリアフリー化 | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備 |



対象校種	私立の幼稚園
実施主体	事業者（学校設置者）
事業開始年度	昭和42年度～

補助割合	国 1 / 3、事業者 2 / 3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強・耐震改築 特別防犯対策 国 1 / 2、事業者 1 / 2
対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

（担当：初等中等教育局幼児教育課）

令和8年度概算要求額 252億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。令和8年度においては、既存ストックの有効活用のための対策等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築（災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む）事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

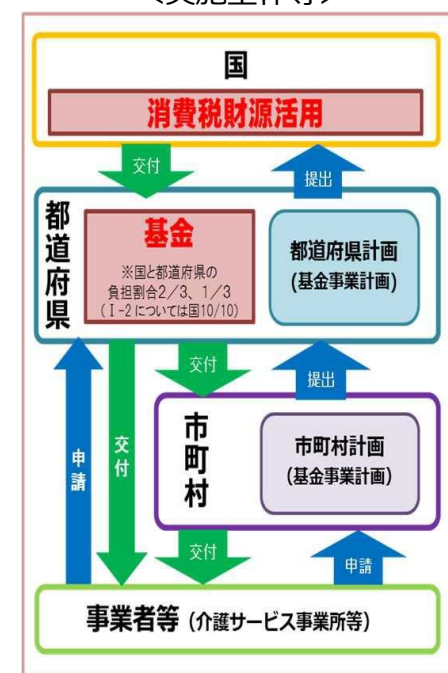
2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要な初度経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舍や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事業

＜実施主体等＞



令和8年度概算要求額 **67**億円 + 事項要求 (国土強靱化分) (50億円) ※ () 内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算：108億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域以降の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

令和7年度当初予算においては、都道府県等からの協議があった施設の7割程度の採択にとどまり、予算増額がなければ、都道府県等の整備計画に支障を来すため、増額要求を行うもの。

加えて、水害等に備えた排水設備の改修費用を、新たに補助対象に加える。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]
(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

令和8年度概算要求額 245億円 + 事項要求(245億円)

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の髙上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の髙上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

- 待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の髙上げは「保育所部分」に限る
待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の髙上げは「保育所部分」に限る
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の髙上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも髙上げを適用する。

令和8年度概算要求額 67億円 + 事項要求（67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、児童福祉施設等の耐災害性強化対策を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

<事項要求>

- 防災・減災・国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

- 物価高騰対策

物価高騰対策については、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程において検討する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】

定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

※以下については補助率の嵩上げを実施

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であって一定要件を満たす場合 国1/2相当→2/3相当
- ・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築 国1/2相当→2/3相当
- ・「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

令和8年度概算要求額 91億円（91億円）

※令和8年度概算要求額は全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（１）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

（２）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

※ 令和8年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費については、予算編成過程で検討することとなっており、子ども・子育て支援施設整備交付金については、地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」に関連しているため、前年度予算額と同額を要求し、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

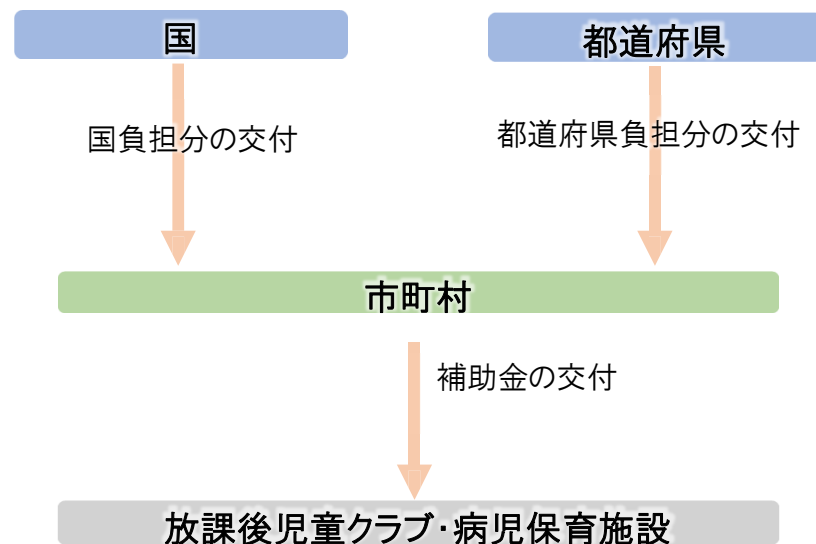
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

【交付の流れ】



概 要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成

根 拠

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条

具体的内容

- ・ 演習場等周辺において、訓練等の事前通知を必要とする場合
- ・ 飛行場周辺等において、火災予防、事故等緊急時の避難場所の確保等を必要とする場合
- ・ 飛行場等において大量の水を使用するなど、周辺地域の水道に水圧低下等の影響を及ぼしている場合
- ・ 防衛施設の設置等により、事業経営に影響を及ぼしている場合 等

助成対象施設の例

有線ラジオ放送施設、無線放送施設、消防施設、救難施設、公園、緑地、屋外運動場、体育館、コミュニティ供用施設、水道、し尿処理施設、漁業用施設



公園【避難場所、防災拠点】



無線【避難・消防活動の円滑化】

■ 民生安定助成事業の助成対象施設・補助の割合

整理番号30

助成対象施設	補助の割合		助成対象施設	補助の割合	
	本土	沖縄		本土	沖縄
有線ラジオ放送施設	8/10	8/10	博物館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）
無線放送施設	7.5/10	7.5/10	自治会集会所（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）
消防施設	2/3（限度額）	2/3（限度額）	水泳プール	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
公園	施設6/10・土地5/10	施設6/10・土地5/10	保育用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
緑地	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	港湾施設用地	7/10	9.5/10
屋外運動場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	農業用施設	2/3	2/3～8/10
駐車場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	林業用施設	2/3	2/3・8/10
水道	5/10	2/3	漁業用施設	2/3	2/3・10/10
ごみ・し尿処理施設	3/10～5/10	5.5/10～2/3	救難施設	7.5/10	7.5/10
老人福祉センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	まちづくり支援事業	7.5/10	7.5/10
コミュニティ供用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	消防庁舎	5/10	5/10
体育館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	市町村庁舎	5/10（限度額）	5/10（限度額）
公民館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	市町村庁舎（改修工事）	3/4（限度額）	3/4（限度額）
図書館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	除雪機械	7.5/10	
特別集会施設（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	まちづくり構想策定支援事業	9/10	9/10
児童館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	改修調査	9/10	9/10
保健相談センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	污水处理施設	5.5/10～2/3	6/10～7.5/10

■ 補助事業に関する要望・相談等は管轄の各地方防衛(支)局 周辺環境整備課までお願いいたします。

地方防衛（支）局	管轄区域
北海道防衛局	北海道
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局	神奈川県、山梨県、静岡県
東海防衛支局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県

■ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）

整理番号31

概要

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てさせるため交付する交付金

○根拠: 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条

○対象: 特定防衛施設周辺の特定防衛施設関連市町村に限る

対象事業のうち公共用の施設

政令第14条第1項に掲げる公共用の施設	公共用の施設の内容（例）
交通施設及び通信施設	市町村道、橋梁、駐車場、街路灯、歩道橋、歩道、道路標識、有線放送施設、無線放送施設、サイレン警報施設 等
スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール 等
環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、上水道、下水道、排水路、火葬場、公衆便所 等
教育文化施設	学校、幼稚園、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家 等
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター 等
社会福祉施設	老人福祉施設、母子福祉施設、保育園 等
消防に関する施設	防火水そう、消火栓、消防団庫 等
産業の振興に寄与する施設	農業用排水施設、農林水産物の協同貯蔵所又は共同作業所、養魚施設、織物・窯業等地場産業の保護・育成のための施設 等

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

整理番号31

(令和7年4月1日現在)

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村	
ジ エ ッ ト 飛 行 場	千 歳 飛 行 場	苫小牧市 千歳市	
	三 沢 飛 行 場	三沢市 青森県上北郡 東北町	
	八 戸 飛 行 場	八戸市	
	松 島 飛 行 場	石巻市 東松島市	
	百 里 飛 行 場	行方市 銚田市 小美玉市	
	入 間 飛 行 場	狭山市 入間市	
	下 総 飛 行 場	柏市 鎌ヶ谷市	
	横 田 飛 行 場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市	
		羽村市 東京都西多摩郡 瑞穂町	
		硫 黄 島 飛 行 場	東京都小笠原村
		厚 木 飛 行 場	藤沢市 大和市 綾瀬市
	小 松 飛 行 場	小松市 加賀市	
	岐 阜 飛 行 場	各務原市	
	浜 松 飛 行 場	浜松市	
	美 保 飛 行 場	米子市 境港市	
	岩 国 飛 行 場	岩国市	
	築 城 飛 行 場	行橋市 福岡県京都郡 みやこ町 福岡県築上郡 築上町	
		芦 屋 飛 行 場	福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
		新 田 原 飛 行 場	西都市 宮崎県児湯郡 新富町
		鹿 屋 飛 行 場	鹿屋市
	嘉 手 納 飛 行 場	沖縄市 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町 沖縄県中頭郡 北谷町	

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村	
演習場（射爆撃場を含む。）	上 富 良 野 演 習 場	富良野市 北海道空知郡 上富良野町 北海道空知郡 中富良野町	
	北 海 道 大 演 習 場 (島松着弾地及び島松地区に限る。)	恵庭市 北広島市	
	然 別 演 習 場	北海道河東郡 鹿追町 北海道厚岸郡 厚岸町	
	矢 臼 別 演 習 場	北海道厚岸郡 浜中町 北海道野付郡 別海町	
	岩 手 山 中 演 習 場	八幡平市 滝沢市	
	王 城 寺 原 演 習 場	宮城県黒川郡 大和町 宮城県黒川郡 大衡村 宮城県加美郡 色麻町	
	白 河 布 引 山 演 習 場	福島県岩瀬郡 天栄村 福島県西白河郡 西郷村	
	相 馬 原 演 習 場	高崎市 群馬県北群馬郡 榛東村	
	関 山 演 習 場	妙高市 上越市	
	北 富 士 演 習 場	富士吉田市 山梨県南都留郡 忍野村 山梨県南都留郡 山中湖村	
	東 富 士 演 習 場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡 小山町	
	饗 庭 野 演 習 場	高島市	
	日 本 原 演 習 場	津山市	
	大 矢 野 原 演 習 場	岡山県勝田郡 奈義町 熊本県上益城郡 山都町	
	日 出 生 台 演 習 場	由布市 大分県玖珠郡 九重町 大分県玖珠郡 玖珠町	
	霧 島 演 習 場	えびの市 鹿児島県始良郡 湧水町	
	キャンプ・シュワブ	名護市	
	キャンプ・ハンセン	名護市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県国頭郡 宜野座村 沖縄県国頭郡 金武町	
		三 沢 対 地 射 爆 撃 場	三沢市 青森県上北郡 六ヶ所村
		伊 江 島 補 助 飛 行 場	沖縄県国頭郡 伊江村
	鳥 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 久米島町	
	久 米 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 久米島町	
	出 砂 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 渡名喜村	

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
港 湾	大 湊 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	むつ市
	横 須 賀 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	横須賀市
	舞 鶴 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	舞鶴市
	呉 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	呉市
	佐 世 保 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	佐世保市
	那 覇 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	西海市
	那 覇 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	那覇市
	金 武 中 城 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、 及びホワイトビーチ地区に限る。)	うるま市
	陸 上 自 衛 隊 北 海 道 補 給 処	北海道白老郡 白老町
	白 老 弾 薬 支 処	青森県上北郡 東北町
弾 薬 庫	航空自衛隊第四補給処東北支処	高崎市
	陸 上 自 衛 隊 関 東 補 給 処	京田辺市
	吉 井 弾 薬 支 処	京都府相楽郡 精華町
	陸 上 自 衛 隊 関 西 補 給 処	東広島市
	祝 園 弾 薬 支 処	江田島市
	川 上 弾 薬 庫	土浦市
	切 串 弾 薬 庫 及 び 秋 月 弾 薬 庫	うるま市
	嘉 手 納 弾 薬 庫 地 区	沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町
		青森県下北郡 東通村
		土浦市
試験場	下 北 試 験 場	茨城県稲敷郡 阿見町
ハ リ 飛 行 場	霞 ケ 浦 飛 行 場	宇都宮市
	宇 都 宮 飛 行 場	群馬県北群馬郡 榛東村
	相 馬 原 飛 行 場	木更津市
	木 更 津 飛 行 場	徳島県板野郡 松茂町
	徳 島 飛 行 場	佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町
	目 達 原 飛 行 場	佐賀県三養基郡 上峰町
	普 天 間 飛 行 場	宜野湾市
	キ ャ ン プ 座 間	相模原市 座間市
		相模原市
	相 模 総 合 補 給 廠	逗子市
大 規 模 ハ リ 施 設	池子住宅地区及び海軍補助施設	春日井市
	小 牧 基 地	小牧市 愛知県西春日井郡 豊山町
		浦添市
	牧 港 補 給 地 区	沖縄県国頭郡 国頭村
	北 部 訓 練 場	沖縄県国頭郡 東村
	キ ャ ン プ 瑞 慶 覧	沖縄県中頭郡 北谷町 沖縄県中頭郡 北中城村
	計	73 施設
		120 市町村

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

(令和7年9月1日現在)

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
ジェット飛行場	千歳飛行場	苫小牧市 千歳市 三沢市
	三沢飛行場	青森県上北郡 東北町
	八戸飛行場	八戸市
	松島飛行場	石巻市 東松島市
	百里飛行場	行方市 鉾田市 小美玉市
	入間飛行場	狭山市 入間市
	下総飛行場	柏市 鎌ヶ谷市
	横田飛行場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 東京都西多摩郡 瑞穂町
	硫黄島飛行場	東京都小笠原村
	厚木飛行場	藤沢市 大和市 綾瀬市
	小松飛行場	小松市 加賀市
	岐阜飛行場	各務原市
	浜松飛行場	浜松市
	美保飛行場	米子市 境港市
	岩国飛行場	岩国市
	築城飛行場	行橋市 福岡県京都郡 みやこ町 福岡県築上郡 築上町
	芦屋飛行場	福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
	新田原飛行場	西都市 宮崎県児湯郡 新富町
	鹿屋飛行場	鹿屋市
	嘉手納飛行場	沖縄市 沖縄県中頭郡 嘉手納町 沖縄県中頭郡 北谷町

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
演習場（射爆撃場を含む。）	上富良野演習場	富良野市 北海道空知郡 上富良野町 北海道空知郡 中富良野町
	北海道大演習場 (島松着弾地及び島松地区に限る。)	恵庭市 北広島市
	然別演習場	北海道河東郡 鹿追町
	矢臼別演習場	北海道厚岸郡 厚岸町 北海道厚岸郡 浜中町 北海道野付郡 別海町
	岩手山中演習場	八幡平市 滝沢市
	王城寺原演習場	宮城県黒川郡 大和町 宮城県黒川郡 大衡村 宮城県加美郡 色麻町
	白河布引山演習場	福島県岩瀬郡 天栄村 福島県西白河郡 西郷村
	相馬原演習場	高崎市 群馬県北群馬郡 榛東村
	関山演習場	妙高市 上越市
	北富士演習場	富士吉田市 山梨県南都留郡 忍野村 山梨県南都留郡 山中湖村
	東富士演習場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡 小山町
	饗庭野演習場	高島市
	日本原演習場	津山市 岡山県勝田郡 奈義町
	大矢野原演習場	熊本県上益城郡 山都町
	日出生台演習場	由布市 大分県玖珠郡 九重町 大分県玖珠郡 玖珠町
	霧島演習場	えびの市 鹿児島県始良郡 湧水町
	キャンプ・シュワブ	名護市
	キャンプ・ハンセン	名護市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県国頭郡 宜野座村 沖縄県国頭郡 金武町
	三沢対地射爆撃場	三沢市 青森県上北郡 六ヶ所村
	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡 伊江村
	鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡 久米島町
	久米島射爆撃場	沖縄県島尻郡 久米島町
	出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡 渡名喜村

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
港	大湊港に所在する防衛施設	むつ市
	横須賀港に所在する防衛施設	横須賀市
	舞鶴港に所在する防衛施設	舞鶴市
	呉港に所在する防衛施設	呉市
	佐世保港に所在する防衛施設	佐世保市 西海市
	那覇港に所在する防衛施設	那覇市
弾薬庫	金武中城港に所在する防衛施設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、及びホワイトビーチ地区に限る。)	うるま市
	陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡 白老町
	航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡 東北町
	陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	高崎市
	陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京田辺市 京都府相楽郡 精華町
	川上弾薬庫	東広島市
	切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	江田島市
	辺野古弾薬庫	名護市
	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市 うるま市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町
	試験場	青森県下北郡 東通村
	霞ヶ浦飛行場	土浦市 茨城県稲敷郡 阿見町
	宇都宮飛行場	宇都宮市
	相馬原飛行場	群馬県北群馬郡 榛東村
	木更津飛行場	木更津市
ハリ飛行場	明野飛行場	伊勢市
	徳島飛行場	徳島県板野郡 松茂町
	目達原飛行場	佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町 佐賀県三養基郡 上峰町
	大村飛行場	大村市
	普天間飛行場	宜野湾市
	キャンプ座間	相模原市 座間市
	相模総合補給廠	相模原市
	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市
	小牧基地	春日井市 小牧市 愛知県西春日井郡 豊山町
	牧港補給地区	浦添市
高占有率施設	北部訓練場	沖縄県国頭郡 国頭村 沖縄県国頭郡 東村
	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市 沖縄県中頭郡 北谷町 沖縄県中頭郡 北中城村
	計	76 施設
		122 市町村

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和7年度予算

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,309	1,946	363	200

社会福祉事業施設等貸付事業
利子補給金
2,710,768千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年1.600%~2.700% (年1.600%~2.300%)	年1.600%~2.700% (年1.600%~2.300%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
(注3) 貸付金利は令和7年9月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。
() 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

令和7年度貸付契約額及び資金交付額 (計画)

(単位：億円)

区 分	貸付契約額	資金交付額
福祉貸付事業	1,300	1,190
医療貸付事業	1,164	1,119
合 計	2,464	2,309



○新築の貸付具体例

区 分	保育所 (認可を目指す認可外保育所を含む)
融資対象先	法人
融資率	95% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年2.200% (年1.800%) (据置期間中無利子)

区 分	特別養護老人ホーム
融資対象先	社会福祉法人 等
融資率	90% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年2.300% (年1.900%)

区 分	病院 (病床不足地域)
融資対象先	医療法人 等
限度額	7億2千万円 (※) (※) この他加算あり
貸付金利 (償還期間20年)	年2.200% (年1.800%)

(注) 貸付金利の () 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利

○災害復旧資金 (社会福祉施設等の場合)

限度額	90%
貸付金利	無利子

J A S 構造材・C L T 等による木造化総合対策事業（拡充）

令和 8 年度予算概算要求額 1,002,604千円（前年度 861,774 千円）

整理番号34

＜対策のポイント＞

民間非住宅分野等の木造化に向けて、創意工夫による一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発や、先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証、木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組等を支援します。

＜事業の内容＞

① 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及（拡充）

- (ア) 地方の低層中大規模建築物の木造化促進に向けた一般に流通するJ A S 構造材等を活用した合理的な部材や設計・施工手法等の開発を支援します。
- (イ) 都市の中高層建築物の木造化に向けた建築基準の合理化に対応した部材・設計等の開発を支援します。
- (ウ) C L T等を活用した建築物の低コスト化に向けた標準的な木造化モデルや構造計算プログラム等の開発の取組を支援します。

② 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証（拡充）

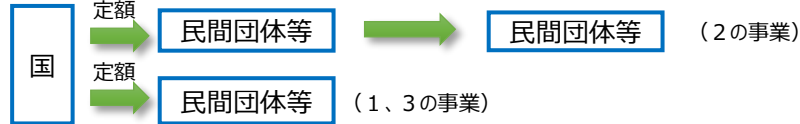
一般流通材等を活用した工法による建築物や、木質耐火部材・準耐火構造による建築物、標準寸法のC L Tを活用した建築物等※について、有識者や地域の設計者・施工者等が連携して実施する、先駆性等の高い設計・建築実証の取組を支援します。
※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

③ 木造建築物の設計者・施工者育成（拡充）

- (ア) 建築物への木材利用を促進するため、先駆的な知見を有する設計者・施工者の育成や新たに木造建築分野を担おうとする地域の設計者・施工者の拡大に向けた講習会の開催等の取組を支援します。
- (イ) 地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートや、木造建築の経験が少ない設計者等からの質問等に対してAIを活用して対応するシステムの構築・運用を行う取組を支援します。

＜事業の流れ＞

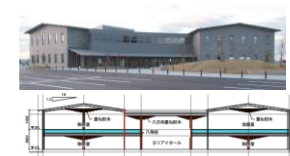
事業費の定額、1/2、3/10



〔お問い合わせ先〕（①、②、③（ア）の事業）林野庁木材産業課（03-3502-8062）
（③（イ）の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）

＜事業イメージ＞

1. 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及



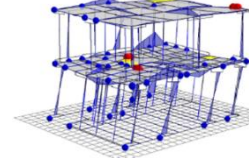
低層中大規模木造建築物の合理的な設計・施工手法の開発



C L T等を活用した建築物の低コスト化に向けた標準的な木造化モデル等の開発



建築基準の合理化に対応した部材の開発



建築物の設計容易化に向けたツール開発

2. 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証



一般流通材等を活用した工法による建築物の設計・建築実証



標準寸法のC L Tを活用した建築物等の設計・建築実証

3. 木造建築物の設計者・施工者育成



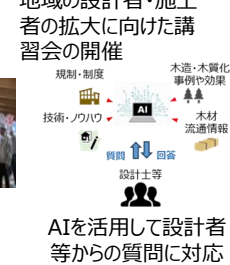
先駆的な知見を有する木造建築の設計者・施工者の育成



地域の設計者・施工者の拡大に向けた講習会の開催



地域協議会等に対する専門家派遣



AIを活用して設計者等からの質問に対応

＜対策のポイント＞

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギ J A S 構造材等への転換促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

＜事業の内容＞

1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

2. 花粉症対策木材利用促進

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等やプレカッ事業者のスギ J A S 構造材等への転換の取組を支援します。

3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

改正建築基準法令を踏まえた、高耐力な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。

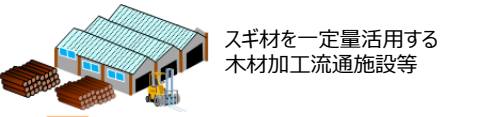
4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催や SNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

＜事業イメージ＞

川中におけるスギ材製品供給

花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備



スギ材を一定量活用する木材加工流通施設等

・木材加工機械等の導入支援



・製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備支援



スギ材を活用した製品の効率的・安定的な供給



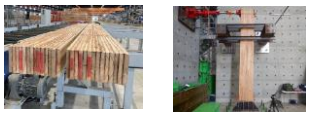
川下におけるスギ材利用

花粉症対策木材利用促進



スギ J A S 構造材等への転換の取組を支援

花粉症対策木材の活用に向けた技術開発



スギ材の利用拡大に向けた技術開発を支援

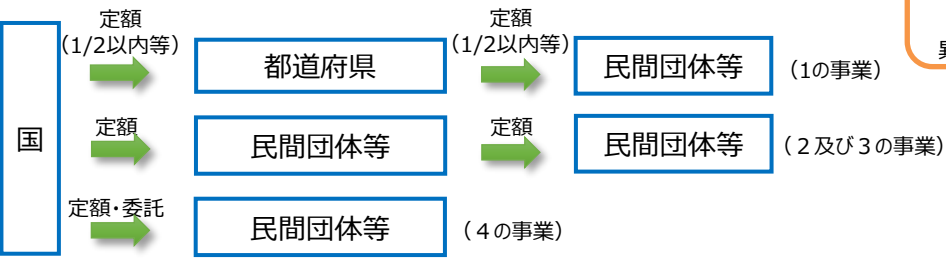
花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成



スギ材利用の機運の醸成を図る取組を支援

スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1～3の事業）林野庁木材産業課（03-6744-2293）
（4の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2298）

<対策のポイント>

木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組、専門家派遣やA I 活用による技術的サポートを支援します。

<事業の内容>

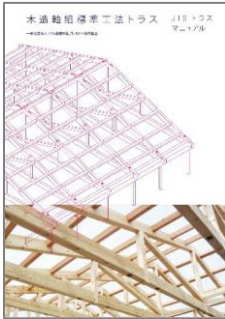
<事業イメージ>

(ア) 講習会等による設計者・施工者育成(継続)

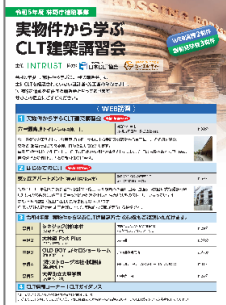
木質耐火部材等の活用に係るマニュアルや中大規模木造建築物の構造設計指針の作成・普及、CLT建築物等の企画・設計における課題解決に向けた専門家の派遣、設計・施工等の技術的な面に関する講習会等の実施等の取組を支援します。

また、各都道府県の工務店等を対象として、部材調達や設計・施工における木材利用の留意点や木造化標準モデル等も含め、木造建築分野を担う設計者・施工者の拡大を図るための講習会等の実施等の取組を支援します。

講習会等による設計者・施工者育成



▲国産材を中大規模木造建築物の構造材に用いたトラス工法の開発や設計・施工手法の普及



▲CLT建築物の普及に向けた講習会の開催

(イ) 専門家派遣等による技術的サポート(拡充)

地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートを支援します。

また、木造建築の経験が少ない設計者等からの、木造建築に係る規制・制度や技術・ノウハウ等の質問等に対してAIを活用して対応するシステムの構築・運用を行う取組を支援します。

専門家派遣等による技術的サポート



<事業の流れ>

